

令和8年度太田市立綿打中学校部活動方針 (R 8. 4)

1 基本方針

- 本校の学校教育目標である『心身ともに健康で、豊かな人間性を持つ生徒の育成』及び「たくましい精神力と体力のある生徒」を実現するための重要な教育活動として、生徒の自主的・自発的な参加による部活動を学校教育の一環として行う。
- 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（スポーツ庁）や県・市の「部活動方針」等を踏まえた運営を行う。

2 活動上の方針

- 生徒の自主性や主体性を育むために、部や個人としての目標を明確にした上で、目標の達成に必要な活動を行う。ただし、勝利至上主義にならないよう注意する。

〔目標の例〕

- ・県大会出場
- ・市の大会でベスト8
- ・大会での勝利にはこだわらず、レクリエーションとして仲間と楽しく○○を楽しむ。
- 練習については、生徒の心身の成長に最大限配慮しながら、合理的・効率的な活動内容・活動方法を追究する。
- 安心・安全な活動環境を整える。

3 対象

- 全生徒を対象として、希望入部制とする。

4 組織

- 次の部を置く。
 - ・軟式野球部（男女）・バスケットボール部（男）・吹奏楽部（男女）
 - ・バレーボール部（女）・ソフトテニス部（男女）・バドミントン部（女）・駅伝部（特設）
- ※なお、サッカー部（男女）は令和8年度の総合体育大会をもって廃止とする。
（R7より新入部員の募集停止）

5 活動時間及び休養日の設定等

- 部活動を行う際は、過度の練習によりスポーツ障害や外傷のリスクを高めたり、生徒がバーンアウトしたりすることのないよう生徒の心身の成長に最大限配慮するとともに、生徒の考えを尊重し、保護者との共通理解を図った上で、原則として以下のとおり活動時間や休養日を設ける。

【平日の活動時間について】

- 通常は職員の勤務時間内（16:50 まで）とする。なお、生徒・保護者と顧問が十分に話し合い、1時間程度、延長をすることができる。
- 平日は約2時間程度とする。ただし、完全下校時刻15分前には後片付けを行い、完全下校時刻を守る。

【延長を行う場合の各月完全下校時刻】

4月・18:00	5月・18:00	6月・18:00	7月・18:00
9月・18:00	10月前半・17:30	10月後半・17:15	
11月・17:15	12月・17:00		
1月・17:15	2月・17:30	3月・18:00	

【休日の活動時間について】

- 通常は約3時間程度（準備や後片付け、休憩時間等は除く）とする。
- 大会や練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮し、休憩時間を適切に設定する。

【朝練習について】

- 効果や必要性、学習や家庭生活とのバランス等を考慮した上で、「活動時間平日約2時間程度」の範囲で実施する。
- 実施の趣旨や効果等について、生徒・保護者と顧問が十分に話し合い、保護者の同意を得た上で希望者により実施する。
- 放課後、練習時間が十分にとれる日には、原則として行わない。

【休養日について】

- 平日（月曜日）1日、土・日曜日（祝日による連休を含む）に1日の週2日以上の休養日を設定する。
- 土・日曜日に両日活動する場合は、以下の場合とする。
 - 土・日曜日両日とも大会の場合
 - 日曜日が大会のため、その前日に練習が必要な場合
- 土・日曜日両日活動する場合、2週間を目安に代替休養日を確保する。また、練習や練習試合での両日の活動は行わない。
- 文化部においても、運動部同様適正な休養日を設定し、短時間で効果が得られるように指導に努める。
- 長期休業中の土・日曜日、学校閉庁期間、年末・年始期間は原則として休養日とする。
- 中間・期末テストの3日前から終了日前日までは、学習時間確保のため部活動中止とする。

6 休日の部活動の地域移行についての方針

将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、「太田市における休日の部活動の地域移行実施計画」に基づき、休日の部活動の地域移行を推進する。なお、休日の部活動の地域移行を推進する際には、以下の点に留意する。

- 1 生徒が自発的に文化スポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じられる活動の場を保障する。
- 2 教職員の働き方改革を推進する
- 3 本校における、生徒数減少に対応する
- 4 持続可能な部活動運営とする
- 5 文部科学省、スポーツ庁、文化庁及び群馬県の方針を踏まえる
- 6 中体連各専門部及び文化部の意見等を踏まえる
- 7 教職員、生徒及び保護者や学校評議員の意見等を踏まえる

7 その他

- 中体連主催の大会以外の大会参加については、参加の意義や効果、生徒の疲労度等を十分考慮したうえで精選し、学校長の許可のもと、行うことができる。
- 外で活動する部活動については、暑さ指数（WBGT）31以上で中止する。
- 下校指導は、顧問の責任のもと、自転車駐輪所で所属部員の下校を確認する。